グループ補助金に関する財産処分について

令和２年１１月
宮城県

Ｑ＆Ａ一覧

Ｑ１ 財産処分の制限とは何ですか。

Ｑ２ 財産処分の制限は何のために課されているのですか。

Ｑ3 どのような行為が財産処分にあたるのですか。

Ｑ4 「処分制限期間」はどのくらいの期間なのですか。

Ｑ5 主な施設・設備の処分制限期間を教えてください。

Ｑ6 財産処分承認申請が不要な場合

Ｑ7 財産処分の承認を受ける手続の流れを教えてください。

Ｑ8 補助金返還額（売却）

Ｑ9 補助金返還額（売却以外）

Ｑ10 補助金返還が不要な場合

Ｑ11 担保の設定

○グループ補助金に関する財産処分の窓口

Ｑ１ 財産処分の制限とは何ですか。

○グループ補助金をはじめとした補助金で整備した施設・設備は、一定の期間、補助目的（補助金を申請したときの用途）のとおり使用しなくてはなりません。

・この制限を**「財産処分の制限」**といいます。

・財産処分の制限がかかる期間を**「処分制限期間」**といいます。

○財産処分制限期間内に、補助事業で整備した施設・設備を、取り壊す、廃棄する、売却する、補助目的とは別の目的で使用する、担保に供する等といった場合には、**事前に知事に申請し**、**「財産処分の承認」を受けてから行わなくてはなりません**。

Ｑ２ 財産処分の制限は何のために課されているのですか。

○グループ補助金の財源は、全国のみなさまに納めていただいた税金等の貴重な財源でまかなわれています。従って、補助事業で整備した施設・設備は、補助の目的に従い大切に使用していただく必要があります。このため、財産処分の制限が課せられています。

・補助金適正化法（昭和30年法律第179号）

（関係者の責務）

第3条第1項　各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

第2項　補助事業者等（→グループ補助金の場合は宮城県を指す）及び間接補助事業者等（→グループ補助金の場合は事業者を指す）は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

Q3 どのような行為が財産処分にあたるのですか。

○財産処分の制限が課せられている施設・設備（**「処分制限財産」**といいます）に対する下記の行為が財産処分にあたります。処分制限期間内にこれらの行為をする場合は、事前に財産処分の承認を受けることが必要です。

①取壊し…「施設」の使用を止め、取り壊すこと

②廃棄…「設備」の使用を止め、廃棄処分すること

③転用…所有者の変更を伴わない目的外使用

④貸付け…所有者の変更を伴わない使用者の変更（有償・無償問わず）

⑤譲渡…所有者の変更（有償・無償問わず）

⑥交換…処分制限財産と他人の所有する他の財産との交換

⑦担保に供すること

【注意】⑦以外の財産処分をする場合は、補助金の返還が必要となる場合があります。

Ｑ４「処分制限期間」はどのくらいの期間なのですか。

○「処分制限期間」内に財産処分をする場合は、事前に財産処分の承認を受ける必要があります。

○処分制限期間は、国（経済産業省）の告示で定めており、経済産業省のホームページにも掲載されています。

http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/org_daijin_kaikei2.html

※イメージとしては、いわゆる**「法定耐用年数」**に近いのですが、異なるところもあります。

◎国の告示を見て処分制限期間を確認するのは難しいため、財産処分にあたる行為をしようとするときには、あらかじめ、グループ補助金の担当者に処分制限期間の確認をするようお願いします。

Ｑ５ 主な施設・設備の処分制限期間を教えてください。

◎施設（主なもの）

○鉄筋コンクリート造

事務所５０年、店舗３９年、工場２４年

○金属造（骨格材４mm超）

事務所３８年、店舗３４年、工場・倉庫２０年

○木造

事務所２４年、店舗２２年

など

◎機械・装置（主なもの）

食料品製造業用設備１０年

金属製品製造業用設備１０年

道路貨物運送業用設備１２年など

◎車両及び運搬具（主なもの）

貨物自動車（ダンプ除く）５年

ダンプ４年

フォークリフト４年　など

<u>※例示ですので、実際に財産処分をするときには、グループ補助金の担当に確認してください。</u>

Ｑ６【財産処分承認申請が不要な場合】
補助金で５万円のまな板を購入したが、傷んできたので廃棄したい。このような場合でも財産処分は必要か。なんとも煩雑だが・・・。

①**取得価額５０万円未満の「設備」を処分する場合**
②**処分制限期間を過ぎた場合**
は、財産処分にあたり財産処分承認の申請手続は不要です。
【注意】５０万円未満の**「施設」**は、財産処分承認が必要です。

財産処分の承認手続が不要な場合でも、処分したことを記録や書類は保管いただくようお願いします。

Q7 財産処分の承認を受ける手続の流れを教えてください。

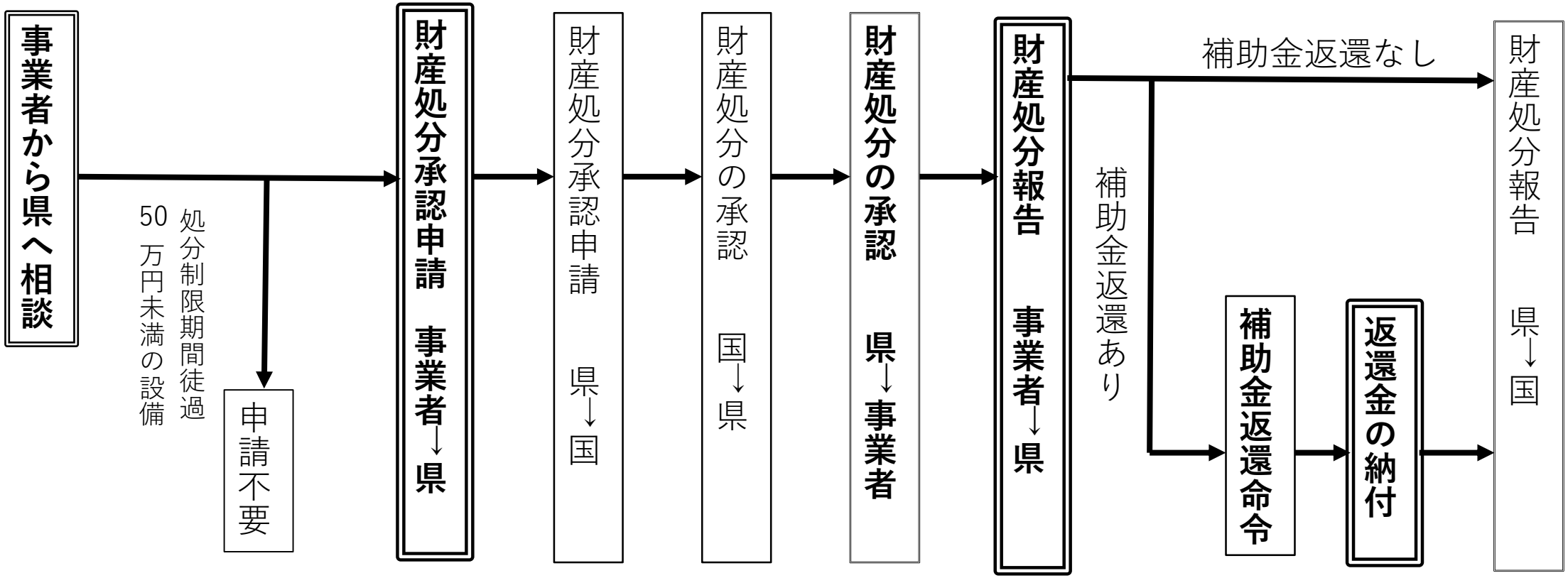

Ｑ８【補助金返還額（売却）】
補助金で整備したトラックが不要となったので売却したい。補助金返還は必要か。

○**売却（有償譲渡）**した場合は、**補助金額を上限**として、**売価×補助率**を返還していただくことになります。

※売価が残存簿価相当額より低く、その理由を合理的に説明できないときは、残存簿価相当額×補助率を返還していただくことになります。

（例）　５００万円（うち補助金３７５万円）で購入したトラックを９０万円で売却した。売却時点での残存簿価相当額は７０万円である。

→返還額　９０万円×０．７５＝６７万５千円

残存簿価相当額とは？

財産処分時点での簿価額のこと。固定資産台帳の償却方法及び耐用年数に基づいて県で計算します。県に財産処分の相談をすると「固定資産台帳を提出してください」といわれるのは、この残存簿価相当額を計算するためです。

Ｑ９【補助金返還額（売却以外）】
補助金で倉庫を復旧したが、不要となったので取り壊したい。この場合、補助金返還は必要か。

〇売却（有償譲渡）以外の**取壊し、廃棄、転用、無償貸付、無償譲渡及び交換**の場合は、**残存簿価相当額×補助率**を返還していただくことになります。

有償貸付は？

グループ補助金は資産の形成のためではなく、事業を復旧していただくための補助金ですから、自分で事業をしないで他者に賃貸することは、原則として認められません。

Ｑ10 【補助金返還が不要な場合】
個人事業として食堂を営んでいたが高齢になったので、息子に引き継いで引退したい。食堂の営業はそのまま続けるが、この場合でも、補助金返還が必要なのか。

以下の場合は、財産処分の承認手続は必要ですが、補助金返還が不要となる場合があります。

①公共工事による取り壊しで、相当の補償を得て、従前の施設と「同等以上の代替施設」を整備する場合

②老朽化により代替施設を整備する場合の取り壊し等

③事業を第三者に引き継ぐ場合（いわゆる「事業承継」）

④個人事業を相続した相続人が引き続き事業を行う場合

【注意】必ず県に相談してから手続をしてください。また、手続に時間を要する場合があります。また、③④の場合には、事業を引き継いだものが引き続き財産処分の制限を受けることとなります。

Ｑ11 【担保の設定】
グループ補助金の自己負担分について高度化スキーム貸付を受けたい。貸付元から、工場に抵当権、設備に譲渡担保の設定を求められた。財産処分承認の手続は必要か。

○「担保の設定」にあたっては、事前に財産処分の承認を受けることが必要です。担保の設定が認められるのは、融資額が、施設に抵当権を設定するときは施設の取得費用、設備に譲渡担保を設定するときは設備の取得費用の範囲内であることが原則です。

・高度化スキーム貸付においては、貸付の対象が、グループ補助金で整備する施設・設備の自己負担分の範囲内ですので、担保の設定のための財産処分は比較的簡単な手続で承認されます。

・万が一、担保が実行された場合は、補助金額を上限として、担保に入れた財産の売却額×補助率（売却額に合理性がない場合は、残存簿価相当額×補助率）を返還していただく場合があります。

グループ補助金に関する財産処分の窓口

各事業者様には、財産処分の担当者が割り振られております。下記の窓口（補助金の支給を担当した課室）に電話していただければ、担当者におつなぎいたします。（当時の担当課が新産業振興課、観光課の場合は、企業復興支援室におたずねください。

○宮城県 経済商工観光部 企業復興支援室 企業復興支援第一班
　電話：０２２－２１１－２７６５
○宮城県 経済商工観光部 商工金融課 商業振興班
　電話：０２２－２１１－２７４６
○宮城県 農林水産部 水産業振興課 流通加工班
　電話：０２２－２１１－２９３１
○宮城県 農林水産部 食産業振興課 食ビジネス支援班
　電話：０２２－２１１－２８１２